

「国有財産総合情報管理システムの更改に係る設計・開発及び移行業務 一式 調達仕様書（案）」に対する意見招請の結果について

文書名	項目	仕様書案 記載内容	意見	理由	回答
調達仕様書	1.2 調達の背景、目的 1.3 調達の期待する効果 2.1.3 OSS化（脱 Solaris）	「合わせてクラウドに適したシステム構成にするためOSのOSS化（脱 Solaris）、IEの終息（2022年6月サポート終了）に伴うブラウザ（Edge）への対応、Agent方式廃止に伴うGIMA認証方式/Open ID Connectへの変更に加えて、BPRの検討結果により、本システムと一元的な文書管理システムとのAPI連携を実施する改修なども行う。」とした上で、期待する効果として「将来的な民間クラウドサービスもしくはガバナントクラウドへの移行を見据えた、運用ノウハウの蓄積と理財局内での共有」と記載しているところ	次期システムにおいてもパブリッククラウドの活用を許容する調達とした方が良いかと考えます。 「クラウドに適したシステム構成にするための準備段階として、OSの変更、IAサーバへの機器統一を実施する。この準備を経て、リソース情報を収集・分析し、本調達による次期リソースの次の次々期リリースにおいて最適なクラウドサービスを利用するためのシステム構成（リソース最適化等）に再構築したうえで、クラウド移行（IaaS/PaaS）を目指すこととする。」として、リソース情報の収集・分析の結果を静的に整理してからクラウド移行を目指すとしても、実際の（パブリッククラウドの）サービス提供モデルを未経験な状態では、次々期リリースにおける検討課題を現実的に整理することが困難になるとも考えられます。	民間クラウドサービスやガバナントクラウドについては、プライベートクラウドとは違って、「任意の組織で利用可能なクラウドサービスであり、リソースは事業者（クラウドサービス提供者）によって、制御される」パブリッククラウドがベースとなっており（政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針、2021年（令和3年）3月30日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）、リソース提供のモデルが大きく異なることから、部分的にであれ次期システムにおいてパブリッククラウドを活用し、パブリッククラウドにおけるリソース最適化等を経験することとすれば、次々期リリースに向けた実務的な運用ノウハウの蓄積は困難と考えられるため。	ご意見については、本受託者による要件確認、製品変更対応(設計)、非互換調査、基盤設計等の結果を踏まえ、基盤構築を含む全体スケジュールを考慮したうえで国有財産総合情報管理システムの更改に係る資源を調達する時点で検討したいと思えます。
調達仕様書	1.3. 調達の期待する効果 (1)国有財産総合情報システムの運用コストの削減及び運用管理の効率化	「将来的な民間クラウドサービスもしくはガバナントクラウドへの移行を見据えた、運用ノウハウの蓄積と理財局内での共有」とある	今回の更改では次々々期でのクラウド化が目標されておりますが、クラウドバイ・デフォルトの原則を鑑みた場合には、今回の更改においても、事業者の提案によってはクラウド化を許容すべきと考えます。	国有財産総合情報管理システムは政府の中でも重要なシステムであり、クラウドバイ・デフォルトの原則に沿う必要があること、事業者の提案可能性を狭めないため。	ご意見については、本受託者による要件確認、製品変更対応(設計)、非互換調査、基盤設計等の結果を踏まえ、基盤構築を含む全体スケジュールを考慮したうえで国有財産総合情報管理システムの更改に係る資源を調達する時点で検討したいと思えます。
調達仕様書	2.1 調達範囲	国有財産情報公開サブシステムは別調達とし、要件定義から設計、クラウドの選定と移行など、すべてのシステム開発作業を国有財産情報公開サブシステムの受託事業者が行うこととする。	以下文言としていただくことをご提案いたします。 国有財産情報公開サブシステムは別調達とし、要件定義から設計、クラウドの選定と移行など、すべてのシステム開発作業を国有財産情報公開サブシステムの受託事業者が行うこととする。 なお、国有財産情報公開サブシステムが別調達になることで、本システムに関わる影響は本システムの受託事業者が行うこととする。	本システムと国有財産情報公開サブシステムの作業範囲を明記していただくことが望ましいと考えます。	ご指摘を踏まえ、以下の記載を追加します。 2.1 調達範囲 「但し、本調達に影響がある見直し等が生じた場合（例※）は、協議の上、対応する。」 【※】 国有財産情報公開サブシステムは、国有財産データベースサブシステムとのみUSBメモリーデバイスによるデータ受け渡しを行っている。USBメモリーデバイスによるデータ受け渡しの方式は変更しない。また、アプリケーション間の連携も行われず、しかしながら、全体最適等の観点からフォーマットや取り回しする時期、回数の見直しはあり得る。その場合は、3者(本調達の受託者、国有財産情報公開サブシステムの受託事業者、財務省)間で協議し、フォーマット等の見直し内容を定めることとする。」
調達仕様書	2.1.1. 機器更新に伴う改修	新機器上全てのアプリケーションプログラムが正常動作するよう、調査及び非互換修正、データベースの再構築、必要に応じて機能改修を実施する。	以下文言としていただくことをご提案いたします。 新機器上全てのアプリケーションプログラムが正常動作するよう、調査及び非互換修正、データベースの再構築、必要に応じて機能改修を実施する。また、現行機器と新機器で動作に相違がないことを確認する。	新機器上でのテストは、現行システムとの比較テストを行い動作を担保する必要があると認識しております。現行システムでテストが必要を旨を明記していただくことが望ましいと考えます。	ご指摘を踏まえ、以下の記載を追加します。 別紙1 第12章 テストに関する事項 1. テストに関する要件 ④テストの実施 現行システムと新システムで動作に相違がないことを確認すること。そのため、現行システムでのテストが必要な場合は、現行システムの保守環境が利用できる。ただし、その利用については、運用・保守事業者並びに財務省と相談すること。
調達仕様書	2.1.4. ブラウザ（Edge）対応	IEの終息（2022年6月サポート終了）に伴い、業務アプリケーション等をブラウザ（Edge）で正常に動作する改修を行う。	国有財産情報公開サブシステム及び業務委託サブシステムを除く全1027画面のうち、想定されている改修対象の画面数を明記していただくことをご提案いたします。	作業費用の見積に影響が生じるため、明記していただくことが望ましいと考えます。	ご指摘を踏まえ、以下の記載を追加します。 想定される改修対象画面数については、別紙5「作業スケジュール」中、「ブラウザ非互換調査（全画面・全帳票検証）」の中で調査を行うこと。なお、画面一覧、画面遷移図、画面レイアウト、画面項目定義等の設計資料を閲覧に付するため、希望者は申し出ること。
調達仕様書	4. 2. 要件定義の確定	また、要件定義の確定にあたり、要件定義書に記載されていない機能を改修する必要が判明した場合には対応すること。	要件定義書に記載のない内容については、別紙3の冒頭部分と同様に記載いただくべきと存じます。 例)「～場合には、想定作業量の範囲内かつ作業内容を入れ替える形で変更する可能性がある。」	ご指摘を踏まえ、以下の修正をします。 【変更後】 受託者は、要件定義書の内容確認を行い、成果物に記載のある「要件確認書」を作成すること。但し、要件定義書の確定にあたり、要件定義書に記載されていない機能を改修する必要が判明した場合には、財務省と協議の上、対応すること。	
調達仕様書	4. 3. 設計（5）	設計に当たっては、ハードウェアソフトウェア、モデルウェアに関する記載内容が特定ベンダーの製品に限定される。あるいは導入作業面等での有利となる、～記載とならないこと。	設計・開発事業者側で特定の製品を想定しないと、アプリケーションの改修や環境設計が実施できない認識です。また、左記表現は、2.1.10の2.1.6で決定したOS/MW等で構築を実施する旨と矛盾が生じる認識です。 あわせて、設計内容から次期ハードウェア事業者で製品を変える場合は、アプリケーション側の、次期ハードウェア事業者での対応とすべきと存じます。 例)「原則として、アプリケーション等に大きな影響を与えないよう、標準化された製品・ツール等を想定している（本仕様書に記載のあるものを除く）。ただし、納入される機器の詳細は「2.1.6 インフラ設計・セキュリティ対策」にて決定するものとし、本調達の目的が達成できる場合は、他の製品等での対応を妨げるものではない。」	ご指摘を踏まえ、以下の修正をします。 【変更後】 (5) 設計に当たっては、別紙1「非機能要件定義書 第8章 中立性に関する事項」を参照すること。また、公平性、競争性の観点から、特定事業者に有利とされない機能設計とすること。	
調達仕様書	4. 4. 開発・環境構築・テスト（5）	なお、外部インターフェース変更による影響を受け、アプリケーションの変更が必要な場合は、対応すること。	基本設計完了後に変更が必要になった場合は、変更管理プロセスに則り、仕様変更対応になると考えられますので、その旨を追記いただくべきと存じます。	ご指摘を踏まえ、以下の修正をします。 【修正後】 なお、基本設計完了後に外部インターフェース変更によりアプリケーションの変更の必要が生じた場合には、財務省と協議の上、変更管理プロセスに則り、対応すること。	

調達仕様書	4. 1.1. 1. 成果物名	No.15 機器導入計画書  No.17 環境設計書 備考欄「特定の機器やソフトウェア/ミドルウェアに限定される。あるいは導入作業時に有利となる内容であってはならない。」	No. 15「機器導入計画書」につきましては、設計開発事業者ではなく、次期ハードウェア業者の成果物にあたるものと認識しております。 また、No. 17「環境設計書」につきましては、機器やミドルウェア等を想定したうえで、それぞれに応じた設定情報やパラメータ等の記載が求められるものと認識しております。 そのため、備考欄の記載を「想定する製品を設計時に財務省の確認を得ること」としてはいかがでしょうか。		ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 No.15は削除いたします。  【修正後】 No.17 備考欄「要件確認並びに基礎設計（方式設計・構成設計）時に、想定する製品（機器やミドルウェア等）については財務省に承認を得ること。製品の選定に当たっては、別紙1「非機能要件定義書 第8章 中立性に関する事項」を参照すること。また、公平性、競争性の観点から、汎用性、標準性の高い機器を選定すること。
調達仕様書	5. 1. 作業実施体制（2）	d 基盤グループ ・ 基盤グループ責任者は、担当グループ内におけるシステム基盤環境設計・開発に係る以下のプロジェクト管理業務を実施すること。 ・ 各工程の計画策定及び進捗の管理 ・ 品質、リスク、ベンディング事項等に係る管理 ・ プロジェクトマネジメント計画書、開発標準等のプロジェクト標準遵守の徹底 ・ 設計・開発の計画と実施 ・ 結合・総合テストの計画と実施 ・ 受入テストの計画と実施の支援 ・ 運用設計、及び運用保守マニュアル等の作成	基盤グループについて、本調達における作業範囲は設計までに修正いただくべきです。 (開発、結合・総合テスト、受入テスト、マニュアルは対象外)		ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。  【修正後】 ※特に基盤グループは、次期ハードウェア業者と協業して業務を進めること。 基盤グループ責任者は、担当グループ内におけるシステム基盤環境設計・開発に係る以下のプロジェクト管理業務を実施すること。 ・ 各工程の計画策定及び進捗の管理 ・ 品質、リスク、ベンディング事項等に係る管理 ・ プロジェクトマネジメント計画書、開発標準等のプロジェクト標準遵守の徹底 ・ 設計の計画と実施 ・ 結合・総合テストの支援 ・ 受入テストの支援 ・ 運用設計、及び運用保守マニュアル等の作成支援 ・ 上記全ての作業に対する次期ハードウェア等事業者からの問合せ対応
調達仕様書	5.1. 作業実施体制	設計・開発事業者（本調達の受託事業者）、次期ハードウェア等事業者、運用・保守事業者、通信事業者は、PJMOによる機動的な調整・指揮の下で、各担当業務を実施する。	作業実施体制(案)図(国有財産情報公開サブシステムの設計・開発事業者)を追加していただくことをご提案いたします。	今回の更改では、国有財産情報公開サブシステムの調達が分離される予定と認識しております。 DBサブシステムと国有財産情報公開サブシステムは、一件別情報などデータ連携しておりますので、連動テストを行う際に、国有財産情報公開サブシステムの設計・開発事業者から問合せが発生すると想定します。そのため、体制に追加していただくことが望ましいと考えます。	ご指摘を踏まえ、以下の記載を追加します。  作業実施体制（案）図に「国有財産情報公開サブシステムの設計・開発事業者」を追加します。  (6) 国有財産情報公開サブシステムの設計・開発事業者 国有財産情報公開サブシステムの設計・開発については、別途調達する国有財産情報公開サブシステム事業者が実施することとする。  ① 主な役割 現行国有財産情報公開サブシステムを踏襲し、広く国民に国有財産情報を公開する。 ・ 現行システムと同様にクラウドでの運用を想定。 ・ 機器の払い出し(IaaS)、OS・ミドルウェアの提供と環境構築、現行の機能を踏襲したアプリケーション開発一式 ・ 国有財産データベースサブシステムからUSBメモリーデバイスで受け渡された一件別データの検索・公開 ・ 納入した機器、アプリケーションに対する保守サービスの提供  ② 体制 別途調達する国有財産情報公開サブシステム事業者からの提案に基づき決定する。
調達仕様書	8.1.5. 能力成熟度モデル統合（CMMI）に関する事項	組織がプロセスをより適切に管理できるようにすることを目的として遵守すべき指針を体系化した能力成熟度モデル統合（CMMI：Capability Maturity Model Integration）レベル3以上の認証を取得している、又はこれと同等な組織能力を有すると認められる組織が担当すること。	ISO9001（QMS）認証を取得しており、組織全体で統一された手順、用語及び手法が整備・運用している、同等な組織能力があるとの認識で宜しいでしょうか。	CMMIレベル3以上は、組織内に標準化された一貫性のあるプロセスが定義されている状態と認識しておりますが、ISO9001（QMS）認証を取得しており、組織全体で統一された手順、用語及び手法が整備・運用している、同等な組織能力があると考えます。	ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。  【修正後】 組織がプロセスをより適切に管理できるようにすることを目的として遵守すべき指針を体系化した能力成熟度モデル統合（CMMI：Capability Maturity Model Integration）レベル3以上の認証を取得していることが望ましい。
調達仕様書	10. その他特記事項 10.1. 前提条件等		前提条件に以下を追加してはいかがでしょうか。意見項番1と関連し、事業者の提案をより引き出すために、以下の記載を置くことが有益と考えます。  <追加案> 当該業務・システム要件は、現時点で求める内容・要件を示したものであり、クラウドサービスをはじめとする各サービスの技術的進展の速さを踏まえ、設計・開発過程においては、セキュリティに留意しつつ最新の技術動向に即して実施することが、国有財産総合情報システムの目的に合致する場合は想定されるため、国有財産総合情報システムの目的や効果が達成できる場合は代替案の提案も可とする。この場合、請負者は、その見直しに国有財産総合情報システムの目的等に資すると判断する理由、必要性と影響度などについて、入札時及び業務実施中に代替案としての提案を行うこと。	クラウドサービスをはじめとする各サービスの技術的進展の速さを踏まえた場合に、現時点の調達仕様書等が制約にならないために、また各サービスの利点を活かせるようにしておくことが有効と考えられるため。	ご意見については、本受託者による要件確認、製品変更対応(設計)、非互換調査、基礎設計等の結果を踏まえ、基礎構築を含む全体スケジュールを考慮したうえで国有財産総合情報管理システムの更改に係る資源を調達する時点で検討したいと思えます。
別紙 1	7章 1. 上位互換性	-	クライアント環境については以下と想定されますが、相違ございませんでしょうか。 OS:Windows10、Windows11 Office：Office 2019、Office 365、Office 2021 ブラウザ：Microsoft Edge		第2章 システム方式に関する事項 1. 情報システムの構成に関する全体方針 下部を参照願います。

別紙1	12章 1. ②テスト計画書の作成	本調達では、項番1, 3, 4, 5のテストを必須とする。項番2のテストは支援とする。	項番5受入テストについては、貴省が主体の作業であり、「支援」に分類されるべきと存じます。		ご指摘を踏まえ、以下の記載を追記します。 第12章 テストに関する事項 1. テストに関する要件 ①テストの種類 No.5 受入テスト 補足欄「財務省が主体となつて行う。」 ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 【修正後】 ② テスト計画書の作成 本調達では項番1, 3, 4, 5のテストを必須とする。項番2並びに5のテストは支援とする。
別紙2	1. 3. 非機能要件 (4) 性能	本調達範囲に起因した性能劣化が発見された場合は、受託者の責任において性能強化策を講じること。	ネットワークやGIMA起因の劣化については、責任対象外の旨を明記いただくべきと存じます。		ご指摘を踏まえ、以下の記載を追記します。 本調達範囲に起因した性能劣化が発見された場合は、受託者の責任において性能強化策を講じること。ただし、ネットワークやGIMA起因の劣化については、責任対象外とする。
別紙3	⑦-1 (ウ) 決議書様式の改修	国有システムに登録されている決議書様式の改修を行う。 改修対象の決議書は、A票B票C票（ストック訂正決議書含む）E票F票G票の6様式の各3帳票およびC票・H票の各4帳票とする。	改修範囲は、DBサブシステムから財務局が出力する決議書様式のみ（省庁が出力する決議書は対象外）であり、画面上の文言は改修不要という認識で良いでしょうか。また、入札業務支援サブ、業務委託サブから出力される帳票の決議書は、改修対象外と認識してよろしいでしょうか。		ご認識の通りです。 詳細につきましては、別紙3 業務フロー a) 台帳記録・決算 ⑦-1 一元的文書管理システムとのAPI連携にかかる改修を参照願います。
別紙3 BPR 改修に係る要件	(イ) 決議書等の電子決裁化 (文書管理システム→国有システム)	また、国有システムの以下機能において、文書管理システムでの文書番号等の参照や、検索が可能となるよう、データの紐づけを行うことを想定する。 ・進管理全体一覧詳細検索画面 ・進管理全体一覧検索結果画面 ・進管理全体一覧検索結果CSV	データの紐づけだけでなく、検索を可能にする改修まで行うか明記していただくことをご提案いたします。	作業費用の見積に影響が生じるため、明記いただくことが望ましいと考えます。	ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 【修正後】 また、国有システムの以下機能において、文書管理システムでの文書番号等の参照や、検索が可能となるよう、データの紐づけ並びに検索に必要な改修を行うことを想定する。
別紙5 開発 スケジュール案	ブラウザ（Edge）対応	・令和4年10月～12月： ブラウザ非互換調査（全画面・全帳票検証） ・令和5年2月～3月： 製造 ・令和5年4月～6月： 結合テスト（修正機能に対する機能テスト中心）	非互換性調査やテストを行うにあたり、IE環境と新旧比較する作業が発生すると想定しているため、左記の期間中にIE環境（現行環境）を借用することが可能か明記していただくことをご提案いたします。	作業費用の見積に影響が生じるため、明記いただくことが望ましいと考えます。	ご指摘を踏まえ、以下の記載を追記します。 別紙1 第12章 テストに関する事項 1. テストに関する要件 ④テストの実施 現行システムと新システムで動作に相違がないことを確認すること。そのために、現行システムでのテストが必要な場合は、現行システムの保守環境が利用できる。ただし、その利用については、運用・保守事業者並びに財務省と相談すること。